

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 4 年 第 8 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和 6 年 8 月 2 3 日（金）	開 会	午前 10 時 00 分	
			閉 会	午前 10 時 43 分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会 議 室			
議 長 氏 名		会 長 市 川 大 倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出 席 人 数 ： 1 9 人 ）			
		1	川 鍋 浩 之	1 0	岡 田 實
		2	飯 島 優 子	1 1	新 井 久 義
		3	齋 藤 昭 雄	1 2	加 藤 富 夫
		4	山 崎 勇 喜	1 3	池 上 茂
		5	中 山 雅 博	1 4	森 本 恒 平
		6	岡 本 勉	1 5	森 住 武 雄
		7	石 山 法 男	1 6	萩 原 勝
		8	石 川 勝 也	1 7	伊 藤 弘 子
		9	水 口 健 二	1 8	石 塚 郁 志
	（ 欠 席 人 数 ： な し ）				
	事 務 局	（ 出 席 人 数 ： 4 人 ）			
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋 藤 綱 紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 溝 口 通 明	
農 地 振 興 担 当 主 幹 三 浦 邦 明		農 地 振 興 担 当 主 査 金 子 昌 行			
議 事 参 与	（ 出 席 人 数 ： 2 人 ）				
	農 業 振 興 課 長 浜 村 三 博		開 発 調 整 課 長 福 井 聖 士		
次 第 及 び 公 開 、 一 部 公 開 、 非 公 開 の 区 分		日 程 1 農 地 法 第 3 条（委 員 会）： 公 開 日 程 2 農 地 法 第 5 条（知 事）： 公 開 日 程 3 春 日 部 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 に 係 る 申 出 に 関 す る 意 見 聴 取 に つ い て ： 公 開			

一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 1	新井 久義
	1 2	加藤 富夫
	1 3	池上 茂

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２４年第８回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として （１）農業委員会への審議方依頼の取り下げについて （２）春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼） （３）関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について （４）第４９回農業祭への参加について 以上４項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。 本日の議題は、 日程１、議案第１号、農地法第３条（委員会）、１議案９件 日程２、議案第２号、農地法第５条（知事）、１議案３件 日程３、議案第３号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、１議案１件 合計３議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号１１番新井久義委員、１２番加藤富夫委員、１３番池上茂委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは議事にはいります。日程１、議案第１号、農地法第３条（委員会）を議題といたします。申請番号２６番、３０番及び３２番から３８番について

事務局

て、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が9件ありましたので審議を求めます。

はじめに、申請番号26番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は2024年第6回総会からの継続審議案件で、雑草の伐採は概ね対応していたものの、申請地2筆のうち1筆には雑木が数本残っており、農地として復したとは確認できない状況だったことから、除草を含めた今後の農地の管理状況について調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、代理人から「2筆申請のうち、確認ができなかった1筆を取り下げし、残りの一筆について許可申請を継続したい」との意思表示と取下申請書の提出があったものです。なお、審査が継続する農地は問題ないことを事務局が確認しております。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は2024年第7回総会からの継続審議案件で、所有権移転後、雑草が繁茂し、耕作、管理されている形跡がないことから除草を含めた今後の農地の管理状況について調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、代理人から「雑草は伐採し、農地として復した」との連絡がありました。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは水稻を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。譲受人の居住地は千葉県野田市です。保有農地の状況について野田市農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、それぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号32番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。

スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号34番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。元々、申請地は譲受人が利用権を設定して稲作を行っていましたが、この度、譲渡人から買取の申出があったため、所有権移転の申請をしたものです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地2筆のうち1筆では稲作を、もう1筆では小麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号35番と36番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。はじめに、議案書2頁、申請番号35番、詳細は議案書のとおり。申請理由は所有者の都合によるものです。次に、議案書3頁、申請番号36番、詳細は議案書のとおり。申請理由は所有者の都合によるものです。今回の申請地はいずれも所有権移転後、しかるべき時期が到来すれば、所有権移転後に第5条申請により農地改良を施し、営農型太陽光発電の設置予定者である農業法人に対して利用権を設定することが確認されております。このことから、申請のあった今申請地における経営農地拡大を理由とした申請をいったん取り下げ、第7回総会において「第7回総会時における農地法第3条の規定による許可申請の取下にかかる取り扱いについて」が議決されたため、改めて「相手方の申出によるもの」として申請があったものです。申請番号35番の案内図は9頁、詳細図は10頁、申請番号36番の案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。はじめは申請番号35番の申請地となります。次は申請番号36番の申請地となります。ここでは、それぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書6頁及び7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号37番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。元々、申請地は譲受人が利用権を設定してイチゴの栽培を行っていましたが、この度、譲渡人から買取の申出があったため、所有権移転の申請をしたものです。なお、配布しております議案第1号参考資料のとおり、この譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局が確認しており、農地を所有することが可能です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは引き続きイチゴの栽培を行う計画です。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しない

	ことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号３８番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は１５頁、詳細図は１６頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは大根を作付ける計画です。次に農地法第３条調査書９頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに申請番号３２番について担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の関根守です。申請番号３２番について報告いたします。令和６年８月８日に、池上農業委員、中井推進委員、事務局職員１名及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請人が不在のため、後日状況を伺ったところ「譲渡人の農地は戦後の農地解放で手放した農地であり、以前から所有したいと考えていた」とのことでした。自宅の周囲の農地には農機具等が置かれていましたが、譲受人は認定農業者であり、近隣の耕作ができなくなった農家から、耕作を請け負っている農地が多くあります。農機具も多く所有しており、がさつに置かれていましたが、順次片づけておりました。それ以外の農地は全て問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号３３番、３７番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第１地区推進委員の朝倉廣司です。はじめに、申請番号３３番について報告いたします。令和６年８月６日に、山崎農業委員、飯島農業委員及び私の３名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、全ての農地は問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第３地区に保有する農地も問題ないことを担当地区推進委員から事務局を經由して報告を得ており

	ます。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。 次に、申請番号37番について報告いたします。調査年月日及び調査委員は先ほど申し上げたとおりです。申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地のうち1筆に土砂が積まれておりました。現場で法人役員に確認したところ、近日中に撤去するとのことでした。先週末に現地を確認したところ、土砂は片付けられ、農地として復していることを確認しました。その他の農地についても全て問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号34番から36番について担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の上原剛雄です。はじめに、申請番号34番について報告いたします。令和6年8月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、全ての農地は問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。 次に、申請番号35番、36番について譲受人が同一のため一括して報告いたします。事務局説明のとおり、申請地は7月に申請があった場所で、令和6年7月9日の第4地区農地パトロールで申請地及び保有農地の現地調査等を実施し、問題がないことを確認しております。その後も日常の農地確認で状況を見ておりますが、問題がないことを確認しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことからそれぞれ問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号38番について担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の遠藤敏壽です。申請番号38番について報告いたします。令和6年8月6日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員、事務局職員1名及び私の5名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は若干草が伸びていたものの、問題ないと判断いたしました。その他の保有農地についても野菜等が作付けされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

	ます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番石川勝也委員より申請番号26番、30番及び32番から34番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号8番石川勝也です。はじめに、申請番号26番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事務局説明のとおり、この案件は、2024年第6回総会からの継続審議案件です。事務局からの報告にもありましたとおり、2筆のうち1筆は取り下げとなったものの、残る1筆については問題無いことを事務局が確認した、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号30番について事前審査の報告をします。事務局説明のとおり、この案件は2024年第7回総会からの継続審議案件です。事務局からの報告にもありましたとおり、雑草が繁茂するなど問題のあった農地の管理状況については、代理人から対応が済んだ、と事務局あてに報告があり、確かに農地として復している、と事務局から報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号32番から34番について一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。
議長	次に議席番号10番岡田實委員より申請番号35番から38番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号10番の岡田實です。申請番号35番及び36番につきましては申請人が同一人でありますので一括して報告いたします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。当申請案件につきましては、先月の総会で話題になり、議案書11頁にありますとおり、都合により取り下げてから新たに申請されてきたものであります。なお、取り下げの扱いにつきましては先月の総会時に、議案第7号で審議されています。今回申請事由が「相手方の申出による」となっており、受人が取得後しかるべき時期が到来した時、所有権移転後に農地法第5条申請により農地改良を施し、営農型太陽光発電の設置者である農業法人に対しての利用権を設定する旨の確認を今後は注視する必要があります。事務局の説明及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題はないとの報告がありました。以上のことから当申請については、

	事前審査委員４名の合議により許可、と決しました。 続いて申請番号３７番について報告いたします。日時、事前審査委員は省略させていただきます。当申請案件は議案書１６頁にあるように、農地法第１８条により合意解約が既になされております。申請地及び申請人に関し、事務局の説明及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されており、問題はない、との報告がありました。以上のことから当該申請については、事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。 続いて申請番号３８番について報告いたします。日時、事前審査委員は省略させていただきます。当申請案件は議案書１７頁にあるように、農地法第１８条により合意解約が既になされております。申請地及び申請人に関し、事務局の説明及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されており、問題はない、との報告がありました。以上のことから当該申請については、事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号２６番、３０番及び３２番から３８番を事前審査委員の報告のとおり、許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第１号、農地法第３条（委員会）申請番号２６番、３０番及び３２番から３８番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程２、議案第２号、農地法第５条（知事）を議題といたします。申請番号３２番、３３番、３４番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書４頁をご覧ください。議案第２号、農地法第５条（知事）について許可申請が３件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号３２番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでおり、転用計画は従業員用駐車場の設置です。申請地から約８００メートル離れた場所に令和３年に倉庫を設置しましたが、業績好調により倉庫で働く従業員のための駐車場が足りないため、車両１０台分

の駐車場を新設する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。被害防除措置として畔と素掘り側溝を設置します。雨水は再生砕石敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和6年6月21日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されていますが、発行年月が2023年9月と古いこと、また申請書に記載の建築面積と、見積書記載の建築面積が異なっていることから、現在代理人に確認を取っているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号34番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で水はけが悪く、農機具の使用に支障をきたすため、農地改良を行い、陸田として引き続き稲作を行う計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は23頁、詳細図は24頁から26頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、杉戸町の農業者が利用権を設定した上で陸田として稲作を行う計画です。この農業者が保有する農地は春日部市内及び杉戸町です。市内の農地については担当地区推進委員及び令和5年度の農地利用状況調査で問題ないことを確認しております。また市外の農地については杉戸町農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。工事期間は許可日から9か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

	また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。
議長	次に、申請番号34番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の岩本利夫です。申請番号34番について報告いたします。令和6年8月7日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は問題ないことを確認しました。また事務局説明のとおり、農地改良後に利用権を設定する予定の耕作者が保有する市内の農地は、全て問題ないことを昨年の利用状況調査、及び日常の推進委員活動において確認しております。このようなことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると考えております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号9番水口健二委員より申請番号32番、33番、34番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号9番水口健二です。はじめに申請番号32番、33番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号34番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 3 2 番、3 3 番、3 4 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (起立全員)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 3 2 番、3 3 番、3 4 番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。また、申請番号 3 4 番については、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 5 頁をご覧ください。議案第 3 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取についてご説明いたします。春日部市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。7 月 2 5 日に農業委員に説明し、8 月 9 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 6 頁のとおり春日部市長あて回答してよいかご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 3 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について原案のとおり決定し、春日部市長に回答いたします。
議長	次に、

	日程4 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程5 報告第2号「農地法第3条（委員会）（取下）」 日程6 報告第3号「農地法第4条（届出）」 日程7 報告第4号「農地法第5条（届出）」 日程8 報告第5号「農地法第18条（通知）」 日程9 報告第6号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の9頁から19頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
委員	以上をもちまして、2024年第8回総会を閉会いたします。
閉会（午前10時43分）	

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 11番 _____

農業委員 12番 _____

農業委員 13番 _____